

生徒心得



東京都北区立滝野川紅葉中学校

— 教 育 目 標 —

人間尊重の精神を基盤とし、心身ともに健康で、国際的な視野を持ち、将来の夢や自立に向けて努力する人間の育成をめざし、次のような教育目標を定める。

学び考える人

- ・ 確かな学力を基に、自ら考え自ら律して主体的に行動できる人

優しく心豊かな人

- ・ お互いの心を尊重する思いやりの心を大切にしながら支え合うことができる人

鍛え努力する人

- ・ 心身を鍛え、目標に向けて最後までやり遂げる強い意志をもった人

— 目 次 —

校 歌・・・・・・・・・・・・・・・・ 3、4

滝野川紅葉中学校のあゆみ・・・・・・・・ 5

生徒心得・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

部活動規約・・・・・・・・・・・・ 11

日 課 表・・・・・・・・・・・・ 17

生徒会規約・・・・・・・・・・・・ 18

滝野川紅葉中学校 校歌

春は 希望の さくら花
理想を高くと 咲き誇る
舞いあがれ 若い翼
強い意志で はばたこう
永遠の真理を探る
われら ここに

秋は 錦の もみじ咲く
自分の色でと 鮮やかに
舞いあがれ 若い翼
勇気片手に はばたこう
新しい文化を創る
われら ここに

さあ 見つめよう
広い世界を
さあ 見つめよう
大きな明日を
青い地球の生命と 愛を

滝野川 紅葉 わが母校

金澤智恵子 作詞
橋本祥路 作曲

♩ = 92 ca. *mf*

はる は きほう の さ
く - らば な り そ う を た か く と
さ き ほ こ る ま い あ が れ わ か い つ ば さ つ
よ い こ こ ろ で は ば た こ う え い え ん の し ん り
を さ ぐ る わ れ ら こ こ に



あきはにしきのもみーじさ



くじぶんのいろでとあざやか



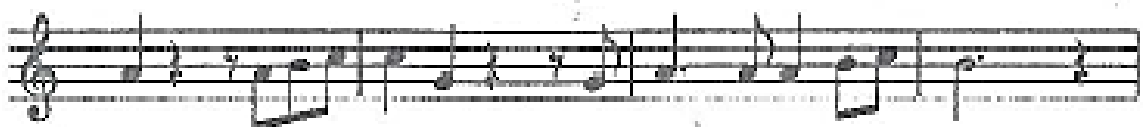
にまいあがれわかいつぼさゆうきかたてに



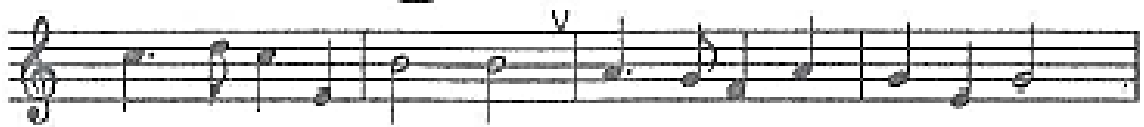
はばたこうあたらしいおんかをつくるわれらここ



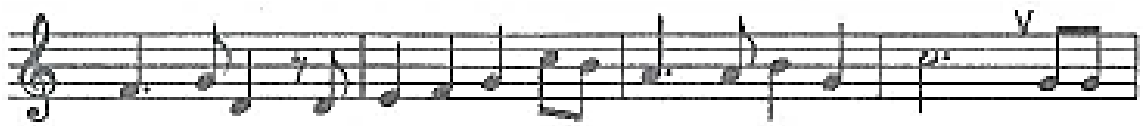
にさあみつめようひろいせかいをさ



あみつめようおおきなあすを



あおいちきゅうのいのちとあいを



あおいちきゅうのいのちとあいをたき



のがわこうようわがほこう

- 滝野川紅葉中学校の あゆみ -

| | |
|------------------|--|
| 平成 21 年 4 月 1 日 | 創立（滝野川 2 - 5 2 - 1 0 旧滝野川中学校校舎にて） 初代校長 福井 満義 着任 |
| 平成 21 年 4 月 6 日 | 開校式典挙行 |
| 平成 23 年 3 月 31 日 | 初代校長 福井 満義 退職 |
| 平成 23 年 4 月 1 日 | 2 代校長 庄司 一也 着任 |
| 平成 25 年 9 月 1 日 | 新校舎へ移転 |
| 平成 25 年 12 月 7 日 | 新校舎落成記念式典挙行 |
| 平成 26 年 4 月 1 日 | 3 代校長 吉原 健 着任 |
| 平成 30 年 4 月 1 日 | 4 代校長 井口 尚明 着任 |
| 令和元年 11 月 30 日 | 10 周年記念式典挙行 |
| 令和 5 年 4 月 1 日 | 5 代校長 浦山 裕志 着任 |
| 令和 6 年 4 月 1 日 | 6 代校長 蓮田 進 着任 |

- 生徒心得 -

将来の社会人として、中学生らしい

行動と身だしなみに努めよう

1. 校内生活

- (1) 登校時刻は、8時10分～8時25分、始業時刻は8時25分、出席確認は8時30分です。遅刻しないようにしましょう。
- (2) 登下校の際に、近隣の住民の方々に迷惑をかけないようにしましょう。
- (3) 自転車での登校は禁止です。
- (4) 教材以外（携帯電話、時計、マンガ等）は持ってこないようにしましょう。
- (5) 必要があるときは、水分補給のための水筒を持参しても構いません。（中身はお茶類・スポーツドリンクにかぎる。ペットボトルのまま持ち込むことは不可）
- (6) 休憩時間は、次の学習の準備をして、授業開始後すぐに勉強できる心構えをつくりましょう。また、教室移動は、休み時間中にすませましょう。
- (7) 授業の始まりのチャイムがなったら、自分の席にすぐに着席しましょう。（チャイム着席）先生が教室に入ると共に、起立し挨拶をしましょう。
- (8) 職員室に出入りするときは、礼儀正しくしましょう。（入口でクラス、名前、用件を告げてから入室する）また、必要があるとき以外は出入りしないようにしましょう。（職員会議中、定期考査前、学期末は、職員室への出入りはできない。）

- (9) 先生や年上の人に対しては、正しい言葉づかいができるようにしましょう。また、友達同士でも言葉づかいには気をつけましょう。校舎内で外来者（お客様）に会ったときは、挨拶・会釈をしましょう。
- (10) 上履きと外履きとは、しっかりと区別しましょう。上履きは、指定の物を使用すること。なお、上履きを忘れた場合は、職員室に申し出て貸し出し用の上履きを借りることができます。
- (11) 学校内の物を破損したときは、すぐに担任の先生に申し出ましょう。
- (12) 昼休みに校庭で使用するボールは、所定の位置に置きましょう。
- (13) 最終下校時刻は、18時15分とします。活動終了後はすみやかに下校しましょう。

2. 服装・頭髪など

- (1) 服装・頭髪などは以下のきまりに従って、きちんと生活しましょう。

冬服

「詰め襟」タイプ

学校指定の詰め襟、滝野川紅葉中のマーク入ガラスボタンをつける。

「セーラー」タイプ

学校指定のセーラージャケット。

襟元にえんじ色のリボンをつける。

「詰め襟」「セーラー」ジャケットの下には、ワイシャツを着る。ワイシャツの下には白、ベージュ、グレー、紺、黒の肌着を着用する。

寒い時には、ワイシャツの上にスクールセーター（黒、白、紺、グレーで無地のもの）の着用を認める。（スクールセーターだけでの登下校はできない。）

「ズボン」

学校指定の黒ズボン。すそはシングル、ダブルのどちらでもよい。

「スカート」

学校指定のチェック柄のスカート。丈は、膝がしらが隠れる長さにする。

防寒として、Pコート、ダッフルコート、ダウンコートの着用を認める。

手袋、マフラー類の着用を認める。

コート色は、黒、紺、グレーの無地で一色のものとする。

室内では着用しない。

夏服

白ワイシャツまたは白ポロシャツ、学校指定の紺ポロシャツに学校指定のズボン及びスカート。指定マーク入りの白ベストを着てもよい。

白ポロシャツは無地とする。

シャツ、ポロシャツの第1ボタンは、外してもよい。

シャツ、ポロシャツはズボン及びスカートの中に入れる。

※年間を通して冬服・夏服のどちらかを着用する。

※セーター着用は10月～3月の期間は着用可。（10月からの期間はその年の気候を

考え、生活指導部より周知。）

「正装」（儀式的行事）

上着着用、白靴下（くるぶし以上）、白のベスト可、（ストッキング、セーター着用不可）。

卒業式、入学式、修了式、離任式など、式の時。

ただし、1学期（終業式）と2学期（始業式）は夏服・冬服のどちらを着用してもよい。

（2）靴下は白、紺、黒のソックスとする。（ワンポイントの柄を認める）ただし、くるぶし丈ソッ

クスの着用は不可。寒い時には黒のストッキング（またはタイツ）を着用してもよい。

（3）体操着は学校指定のトレーニングジャージ、半袖シャツ、ハーフパンツ。

（4）通学鞆：学校指定のバッグは必ず持参する。（落書きは禁止）荷物が多い時は、別に私物のカ

バン等を使用してもよい。

（5）靴：学校指定の上履。（ラインの色は学年別）外履きは、体育時に使用できる運動靴。

（6）ベルト：革または布製のもので色は黒、紺、茶のものを使用する。

（7）髪型は中学生らしくする。整髪料はつけない。おしゃれとしての髪染めやパーマ、奇抜な髪型

にはしない。長さは、前髪は眉にかからない程度、肩にかかる長さの場合は、黒・紺・茶色の

ゴムで結ぶ。ヘアピンは、黒・紺のものを使用する。

（8）ネックレス、ピアスなどのアクセサリー類をつけることは禁止する。

3. 校外生活

- (1) 滝野川紅葉中学校の生徒として、誇りと自覚を持って行動しましょう。
- (2) 外出するときは、保護者に行き先と帰宅時間をしっかりと連絡しましょう。また、夜間に中学生だけで外出するのはやめましょう。
- (3) 服装は、特に華美な物をさげ、中学生らしくしましょう。
- (4) 最終下校後は、寄り道などをせずすみやかに帰宅しましょう。
- (5) 登・下校時、不審者等から被害に遭いそうになったときは、『こども110番』の家に避難し、警察（110番）に連絡しましょう。
- (6) 携帯電話やインターネットを介したいじめやトラブルが増えています。ルールとマナーを守った利用の仕方を身につけましょう。特に、SNSなどに、学校のことや友達のことなどを無責任に書き込むことはやめましょう。（内容によっては犯罪になる場合があります）また、自分や他の人の写真や個人情報を公開することも、大変危険なのでやめましょう。

4. その他

- (1) 欠席等の連絡について

欠席・遅刻・早退の届けは、学びポケット（アプリ）より、保護者が入力する。

直接伝える内容の場合は、電話連絡で8時～8時15分に連絡しましょう。（8：15以降は職員打ち合わせとなります）。遅刻して登校したときは、まず職員室にて遅刻連絡票を書いてもらい、授業の先生に提出しましょう。体調不良等で早退が適当と判断された場合は、帰宅後すぐに、無事帰ったことを学校に連絡しましょう。

(2) 長期休業中の生活について

それぞれの休みごとにクラスや学年で注意があります。有意義に過ごせるよう、計画をし

かりと立て、規則正しく生活しましょう。

友達同士での旅行、外泊やアルバイトは禁止されています。

(3) 再登校について

通常時：18時15分まで

試験前：17時まで

上記の時間外の再登校は原則なし。また、あらかじめ再登校を伝えていない場合、学校に電

話連絡を必ずすること。(留守番設定になっている場合は、時間内に再登校できる時のみ可)

一部 活 動 規 約

1. 部活動の目的と位置づけ

部活動の目的は、

- (1) 自分の能力や個性を伸ばす。
- (2) 豊かな人間関係を作り上げる。
- (3) 心身を健全に鍛える。

こととし、その位置づけは、滝野川紅葉中学校の「教育活動の一環」とする。

2. 部の開設

(1) 部は、1人以上の教職員が顧問としてつかなければならない。

異動などで顧問がつかない場合は、新たに顧問が決まるまで休部とする。

(2) 部の開設については、年度毎に職員会議で検討する。

(3) 部員数が極端に少ない場合は、部を開設しないこともある。

(4) 部の活動に際しては、顧問の先生の指導に基づいて行う。

(5) 各部は生徒会に所属し、部長会を設ける。

3. 入 部

(1) 入部を希望する者は、年度初めに募集要項に基づき所定の手続きを行う。

(2) 入部は、毎年4月に更新する。1年生は、4月に行われる部活動紹介・仮入部を参考にする。

(3) 前年度所属の部活動から変更がある場合は、必ず退部届等の必要な手続きを済ませてから、
入部の手続きを行う。

(4) 兼部は、2つの部の活動に支障がなく、両方の顧問が承諾してくれる場合において認められる。

4. 退 部

(1) 原則として1年間は退部できない。

やむを得ない事情がある場合は、保護者・担任・顧問と相談し、承諾を得た上で退部届を提出する。

5. 部活動予算

- (1) 各部とも予算内で、できる活動を行う。
- (2) 部費は、各部の状況で徴収することができる。

ただし、年度ごとに決算をし、必ず保護者の了解を得る。

- (3) ユニフォーム・個人持ちの道具等については、生徒各自で負担する。
- (4) 大会参加費は、各部で集める。ただし、保護者の了解を必ず得る。

6. 活動日・活動場所と活動届

- (1) 各部顧問で決めた日に活動する。
- (2) それぞれに決められた場所において活動する。
- (3) 定期考査一週間前から、定期考査最終日の前日までは活動中止とする。
- (4) 顧問が中止とした日は活動しない。
- (5) 活動の時間・場所については、職員室前の部活動用のホワイトボードに記入し、これをもって活動届とする。

7. 活動時間

- (1) 活動開始時刻は、一般生徒下校時刻とする。短縮授業、職員会議等の日の開始時刻はその都度定める。
- (2) 最終下校時刻は、1年を通じて18：15とする。

8. 特別練習

- (1) 朝練習は、7：15～8：10の活動とする。(7時前には登校しない)
- (2) 考査終了後1週間以内に大会・発表会がある場合には、定期考査一週間前でも放課後1時間程度の活動ができることとする。ただし、必ず保護者の承諾を得る。

9. 再登校

- (1) 授業終了後、職員会議等で顧問が活動を管理できない場合には、生徒は一度下校し、再登校をして活動する。活動時刻は、原則16：00開始とする。
- (2) 再登校の際、用具準備等で早く来る場合でも、15分前よりも早く登校しない。

10. 活動時の服装

- (1) 活動時の服装は体育着・標準服を基本とする。ただし、ユニフォームなど顧問が定める部独自の練習着等での活動は認められる。
- (2) 部で統一して購入・着用するものは、顧問が職員会議に申し出て承認されたものを認めることとする。
- (3) 私物の着用に関しては、部の定めるところにより、顧問の許可を得たものを着用できることとする。
- (4) 物品の購入に関しては、いかなる場合も希望購入とし、必ず保護者の同意を得る。
- (5) 朝練習の登校時と、活動後の下校時には、部活動の服装での登下校を認める。

(通常の登下校の際には、部活動の服装は認められない。)

11. 更衣

- (1) 更衣は、女子は更衣室、男子は活動場所または、2・3年生は少人数教室、1年生はプール更衣室で行う。荷物等も部ごとにまとめて置く。
- (2) 更衣室には荷物を置いて行かない。また、トイレや玄関等では着替えない。
- (3) 活動終了後、教室には戻らない。

12. 水分補給と昼食等について

- (1) 活動時には、必要に応じて水分補給のための飲み物を持参してもよい。
(中身は、水・お茶・スポーツドリンクに限る。)
- (2) この場合、飲み物は水筒に入れること。ビン・缶・紙パック・ペットボトルをそのまま持ち込むことは認められない。
- (3) 飲み物を部活動への登下校中に買うことは認めない。また、昼食購入などのために校外に出ることも認めない。
- (4) 活動中に食事をとる場合は、顧問の先生の指示に従う。
- (5) ゴミは各自で自宅に持ち帰る。

13. その他

- (1) 活動中の傷病、事故に際しては、養護教諭に連絡して「スポーツ振興センター」制度の適用を申請する。
- (2) 活動の優先順位を、生徒会・委員会 → 学年・学級 → 部活動 とする。
- (3) 部活動は、顧問の先生の奉仕的活動に支えられている面がある。お互いの立場を尊重し、感謝の気持ちをもって活動する。
- (4) 一般生徒の対外試合の応援は認められていない。また、3年生で引退した部員であっても応援に行く場合は必ず顧問の先生の指導を受ける。
- (5) 部活動中においても、学校生活のきまりを守り、中学生として正しく認められる行動をとる。
特に、自転車登校、買い食い、寄り道、服装違反をしない。
- (6) 本規約に違反した場合は、部全体や個人に対して活動停止や清掃活動などを求められる場合がある。その場合、職員会議において検討・決定し、当該顧問より伝えられる。

— 日 課 表 —

| | |
|-------------------|-----------|
| 8 : 10 ~ 8 : 25 | 登校 |
| 8 : 30 ~ | 出欠確認 |
| 8 : 25 ~ 8 : 35 | 朝読書・学活 |
| 8 : 40 ~ 9 : 30 | 1 校時 |
| 9 : 40 ~ 10 : 30 | 2 校時 |
| 10 : 40 ~ 11 : 30 | 3 校時 |
| 11 : 40 ~ 12 : 30 | 4 校時 |
| 12 : 30 ~ 1 : 00 | 給食 |
| 1 : 00 ~ 1 : 20 | 昼休み |
| 1 : 20 | 予鈴 |
| 1 : 25 ~ 2 : 15 | 5 校時 |
| 2 : 25 ~ 3 : 15 | 6 校時 |
| 3 : 15 ~ 3 : 40 | 学活・清掃 |
| 3 : 45 | 下校 |
| 6 : 15 | 部活動最終下校時刻 |

(水曜日は 5 校時終了後、学級活動、清掃、下校となります)

— 滝野川紅葉中学校 生徒会規約 —

第1章 総 則

第1条 この会は東京都北区滝野川紅葉中学校生徒会という。

第2条 この会は本校の教育方針に従い、次のことを目的とする。

- (1) 生徒の自主的活動を盛んにする。
- (2) 力を合わせて良い校風を作る。
- (3) 学校生活を明るく楽しいものにする。

第2章 組 織

第3条 この会は滝野川紅葉中学校全生徒をもって組織する。

第4条 この会は次の機関をおく。

- (1) 生徒総会
- (2) 中央委員会
- (3) 各種委員会
- (4) 部長会

第5条 生徒総会は、この会の最高決議機関で、毎年1回生徒会長が招集する。その他必要な時には臨時に開くことができる。

第6条 本部で計画したことは、中央委員会もしくは生徒総会にかけ議決されなければ実施されない。

第7条 中央委員会は、全役員・学級委員・各種委員長をもって組織され、特別重要なこと以外は
クラス及び委員会討議を行った後、この会で決める。

第8条 全ての会議はその3分の2以上の参加で成立し、過半数の賛成によって決議され、なお
職員会の承認を必要とする。

第9条 各種委員会は次の委員会をおく。

(1) 学級 (2) 生活 (3) 整備 (4) 保健

(5) 体育 (6) 給食 (7) 図書 (8) 報道

第10条 各種委員会は、各学級から選ばれた男女各1名の委員によって構成される。報道のみ各
学級1名とする。委員においてふさわしくない行動をとると判断された時は、教員の指
導により交代させることもある。

第3章 役員

第11条 この会は次の役員を置く。

会長1名、副会長2名、書記2名、庶務2名。

第12条 役員は次のようにして選ばれる。

(1) 会長は2年から1名選ばれる。

(2) 副会長・書記・庶務は1・2年から1名ずつ選ばれる。

(3) 会長以外の役員については、1年3名・2年3名を選挙で選び、役職については役員
の話し合いで決める。

第 13 条 役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 生徒会会長は、生徒会を代表し生徒総会、中央委員会を招集する。
- (2) 副会長は、会長を助け会長に事故があるときは会長を代理する。
- (3) 書記は生徒会の記録その他の事務にあたる。
- (4) 庶務はその他の事務にあたる。

第 14 条 役員は、毎年 9 月に全校生徒の無記名投票によって選出される。

第 15 条 役員選挙は、別に定める選挙規定により、選挙管理委員会がその事務を行う。

第 16 条 役員の任期は 10 月から翌年の 9 月までとする。10 月は引き継ぎ時間として活動する。

第 17 条 会長が欠員となった場合は、2 年副会長が会長となり、他の役員が欠員となったときは、欠員となった学年の役員選挙の次点者が繰り上げ当選として補充する。また、2 年生に限り、役員選挙の当選者が定数に満たない場合、会長選挙の次点者が過半数の信任をもって役員の繰り上げ当選として補充される。

第 4 章 部 活 動

第 18 条 体力と精神をきたえるために文化部と運動部をおく。

第 5 章 財 政

第 19 条 本会の経費は、生徒会費を徴収してそれにあてる。

第 20 条 本会の会員は会費を納入しなくてはならない。

第 21 条 会員の年度途中の入会・退会の場合は、4 月～2 月まで（8 月を除く）を月割りにして会費を徴収・返却する。

第6章 改正

第22条 生徒会規約の改正は、中央委員会およびクラスの十分な討議を経た上で、中央委員会で全委員の3分の2以上の賛成を得て改正され、職員会の承認を必要とする。

第23条 この規約は平成21年4月1日より実施する。

— SNS 東京ルール —

- (1) スマホやゲームの一日の合計利用時間、使わない時間帯・場所を決めよう。
- (2) 必ずフィルタリングを付け、パスワードを設定しよう。
- (3) 送信前には、誰が見るか、見た人がどのような気持ちになるか考えて読み返そう。
- (4) 個人情報を教えたり、知らない人と会ったり、自撮り画像を送ったりしない。
- (5) 写真・動画を許可なく撮影・掲載したり、拡散させたりしない。

— SNS 滝紅ルール —

- (1) 夜10時以降は、携帯電話やスマートフォンを使用しません。
- (2) 名前やメールアドレス及び写真など、個人が特定される情報は公開しません。
- (3) 通信アプリやメール機能等を利用するときには、自分が言われてイヤなことやウソの情報は書き込みません。
- (4) 困ったことがあったら、一人で悩まず、保護者や先生に相談します。
- (5) ながらスマホはしません。
- (6) 顔の知らない人とは通信しません。
- (7) 1時間以上続けて使用しません。

— 保健室の利用 —

《保健室でできること》 医療機関に行くまで又は行く必要のない程度の傷病の処置が原則

- ・ 授業、部活等でのけがの応急処置
- ・ 状況に応じた冷却、温罨法などによる苦痛の軽減
- ・ 体調不良時の必要に応じた休養

《保健室でできないこと》

- ・ 絆創膏や湿布の貼り替えなどの継続的な処置（必要な場合は家庭から持参させる）
- ・ 学校以外、クラブチームでのけがの処置
- ・ 前日以前のけがの処置
- ・ 内服薬の使用（本人が持参している場合を除く）

保健室の利用の仕方

- ・ 原則は休み時間に利用すること。
- ・ 原則、先生に保健室利用希望を申し出て「連絡カード」を記入してもらってから保健室に来室すること。必要に応じて保健委員に付き添ってもらうこと。
- ・ 授業開始時間に間に合わない場合、来室前に学級担任・教科担当に連絡してから来室すること。教科担当に連絡できない場合は、保健委員に伝えること。
- ・ 保健室に来室したら、養護教諭に症状を伝え、「傷病記録」を記入する。
- ・ 保健室での休養は、原則 1 時間以内でその後は授業復帰又は早退をする。また、保健室で休養した場合は、その日の部活動は休むこと。
- ・ 早退をした場合、自宅についたことを保護者に学校に連絡してもらうこと。

— 給食について —

- ・ワゴン・クラス配膳台は 12 時 30 分（特別時程の日は 12 時 10 分）になってから取りに行く。
- ・ワゴン・クラス配膳台は、安全に気をつけて教室まで運ぶ。
- ・給食当番は、白衣・帽子・マスクを必ず着用する。
- ・食器は丁寧に扱う。割れた時は栄養士に報告する。
- ・各クラスに掲示してある「給食についてのきまり」に従って準備・片付けを行う。